

令和 7 年度消防設備点検業務の一般競争入札実施要領を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日

山武郡市環境衛生組合
管理者 松下 浩明

山武郡市環境衛生組合告示第 2 号

令和 7 年度消防設備点検業務の一般競争入札実施要領

山武郡市環境衛生組合（以下「組合」という。）は、「令和 7 年度消防設備点検業務」（以下「本業務」という。）を発注するにあたり、下記のとおり一般競争入札を実施する。

1. 競争入札に付する事項

業務委託名 令和 7 年度消防設備点検業務
業務委託期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで

2. 入札参加申込者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 山武郡市環境衛生組合建設工事等請負業者指名停止措置基準（令和 3 年訓令第 13 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 山武郡市環境衛生組合契約に係る暴力団対策措置要綱（平成 29 年訓令第 2 号）による指名停止及び随意契約の相手方の制限に該当しないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項により更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項により再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、組合が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。
- (5) 参加申込書提出時点において、過去 10 年間に国又は地方公共団体が発注の同種の業務実績（完了実績）を元請として有すること。
- (6) 配置技術者が備えるべき要件は下記のとおりとする。
 - ① 本業務に係る技術的な知識と十分な経験を持つ者。
 - ② 過去 10 年間に国又は地方公共団体が発注の同種の業務を完了した実績を有すること。
 - ③ 当該入札参加者と 1 年以上の直接的な雇用関係にあること。

3. 契約条項を示す場所及び日時

契約条項を示す場所

山武郡市環境衛生組合及び構成市町の掲示板に掲示するほか、山武郡市環境衛生組合ホームページに掲載する。

※掲載ホームページアドレス

<https://sankan.chiba.jp/wordpress/>

契約条項を示す日時

令和7年2月28日 正午

4. 入札執行の場所及び日時

入札場所 山武郡市環境衛生組合

千葉県山武市松尾町金尾1149-1

入札日時 令和7年3月25日 午前10時15分

※本入札は、応札者又はその代理人が入札日時に持参して行うものとする。

5. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金 財務規則第94条による。

契約保証金 財務規則第114条による。

6. 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
(免除の場合を除く。)
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札に関する条件に違反した入札

7. その他必要な事項

(1) 質問事項

質問事項は令和7年3月6日正午までにメールにて質問書を組合事務局へ提出すること。なお、到着しているかの確認の電話を必ずすること。

(2) 参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は次の書類を、令和7年3月12日正午までに組合事務局へ提出すること。なお、郵便書留等を使用する場合は到着しているかの確認の電話を必ずすること。

ア 参加申込書

イ 実績調書

ウ 技術者調書

- (3) 提出された書類の審査を行い、令和7年3月14日付けで結果を通知する。なお、組合からの連絡が無い場合は問い合わせること。
- (4) 財務規則第94条ただし書きによる入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書を添付すること。

8. 事務局

山武郡市環境衛生組合

〒289-1505 千葉県山武市松尾町金尾 1149-1

電話番号：0479-86-3131

Eメール：2930njd@sankan.chiba.jp

山武郡市環境衛生組合財務規則（抜粋）

昭和62年7月1日規則第1号

（入札保証金）

第94条 契約担当者等は、一般競争入札に付そうとするときは、入札に参加しようとする者として、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- （1） 入札に参加しようとする者が保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2） 入札に参加しようとする者が過去2年間に組合、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提供された証券の価額は、当該各号に定める価額とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

- （1） 国債または地方債 政府ニ納ムベル保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
- （2） 特別の法律による法人の発行する債券 額面又は登録金額（発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額
- （3） 金融機関の保証する小切手 保証する金額
- （4） 銀行又は予算執行者が確実と認める金融機関の保証 保証する金額

（契約保証金）

第114条 施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。

2 第94条第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第4号中「金融機関の保証」とあるのは「金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 国又は他の地方公共団体と契約を締結するとき。

- (2) 契約者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と保証を締結したとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (7) 契約金額が30万円を超えない契約又は随意契約を締結する場合であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (8) 契約者が過去2年間に組合、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたり誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。